

川崎市緑の基本計画の改定について（答申）

平成29年3月23日

川崎市環境審議会

目 次

I	はじめに	1
II	計画が対象とする緑とその役割.....	2
III	計画改定の背景.....	4
1	改定の趣旨	4
2	緑の概況	4
3	社会情勢と課題	6
4	国等の新たな施策	7
5	川崎市の新たな方向性	8
6	市民意見	13
IV	計画改定の考え方.....	22
1	平成20年度版 緑の基本計画の検証	22
2	社会情勢等を反映した計画の立案	46
3	次のステージに進むために取り組むべき課題	46
4	改定に向けた考え方	48
5	実効性をふまえたプランの作成	51
V	緑の基本計画.....	52
1	計画の位置づけ	52
2	計画フレーム	52
3	計画期間	53
4	基本理念	53
5	緑の将来像	54
6	基本方針	57
7	施策展開に向けて	58
8	実施施策一覧	87
9	緑の目標	88
10	実現性の高い計画とするために	90

I はじめに

当審議会では、平成27年6月9日付け27川建み企第213号により、川崎市長から諮問された「川崎市緑の基本計画」の改定について、具体的な審議を緑と公園部会に付議して行った。

川崎市では、平成20年に「川崎市緑の基本計画」を改定し、これに基づき緑の軸の保全、拠点の形成、緑と水のネットワークの形成等を推進し、多様な主体との連携により、緑の保全、緑化の推進、公園緑地の整備など、施策の推進を図ってきた。

しかしながら、市域の約88パーセントが市街化区域であり、依然として開発の圧力が強いことから、樹林地や農地の減少は続いており、非常に厳しい状況となっている。一方で、地域が抱える課題は多様化・複雑化しており、緑のボランティア等の活動団体の後継者不足に伴う新たな協働の担い手の参加促進が求められている。また、生活空間に身近な緑を求める市民の意向や防災・減災、生物多様性、地球温暖化など、緑をとりまく社会情勢の変化への対応の重要性が増大している。特に、平成28年3月に策定された川崎市総合計画では、成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざしていくこととしており、災害対策や環境問題、地域で助け合う仕組みの強化などが課題となる中で、緑がその効用を発揮して諸課題の解決に寄与していくことへの期待が高まっている。さらに、都市計画マスタープランなどとの整合を図りながら計画を改定する必要が生じている。

国からは、平成28年5月に「『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』最終とりまとめ」が公表され、「社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペース政策は、緑とオープンスペースのポテンシャルを、都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージ（新たなステージ）へと移行すべき」という新たな方向性が示された。

こうしたことから、現行計画に基づき進めてきた協働の取組の拡大、緑のストックの拡大の実績を踏まえながら、緑をとりまく本市の状況を改めて認識し、緑ある暮らしを創造し、緑の市民文化の醸成へとつなげていくことを目指して、市民や事業者との協働と連携を基本に、緑の保全、創出、育成に、新たに「活用」の観点を加え、推進施策について審議を進めてきた。

そして、この度「川崎市緑の基本計画」の改定について取りまとめたので、ここに答申する。

Ⅱ 計画が対象とする緑とその役割

(1) 計画が対象とする緑

川崎市緑の基本計画は、都市緑地法第4条に定義された「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、都市において良好な自然的環境を形成している樹林地、草地、水辺地等を保全、創出、育成し、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与していくために策定するものである。ここでいう「緑地」とは、都市緑地法第3条に定義された「緑地」を指す。

都市緑地法（第3条）

この法律において「緑地」とは、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

川崎市緑の基本計画が対象とする「緑」は、上記に示した都市緑地法の趣旨を踏まえた上で、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（以降「緑の条例」という。）第2条に定義された「緑」を基本としつつ、公園及びオープンスペースも包含するものとする。

川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例（第2条）

(1) 緑

樹木等の植物、樹林地、水辺地、農地等の自然的環境を有する土地及び空間並びにそこに生息する動植物の生育基盤である土、水等の自然の要素をいう。

なお、川崎市における「緑地総合評価」に基づく緑地の保全施策については、主に樹林地の保全を進めていることから、本答申では、「樹林地の保全」という表現を用いるものとする。

(2) 緑の役割

緑は以下に示す多様な役割を担い、市民の豊かな暮らしを支える重要な基盤となっており、保全、創出、育成に努めていくことが必要である。

① うるおいのある生活環境の形成

緑は、様々な都市環境改善効果や心理的効果を背景として、ストレスを軽減させ快適性を向上させる、ゆとりや安らぎ、くつろぎに満ちた生活の舞台であり、市民の心身をいやし、健康を増進させる機能を有している。

② スポーツ・レクリエーション、自然とのふれあいの場の形成

緑は、健康づくりやスポーツ・レクリエーション、教養・文化活動等、様々な余暇活動の場として欠かせない空間であり、また、身近な自然とのふれあいの場を形成する機能を有している。特に将来を担う子どもたちが健全に成長する上で欠かせない空間として、明るく、元気な社会の礎となる貴重な機能を有している。

③地球温暖化等の防止

緑は、最も日常生活に身近な二酸化炭素吸収源であることから、実際の吸収源としての効果に加え、地球温暖化対策の普及啓発にも大きな効果を発揮する。

また、地表面を被覆する樹木等の植物の蒸散作用等による地表面の高温化の防止・改善機能は、ヒートアイランド現象の緩和をもたらす。特に生田緑地をはじめとした多摩丘陵に存在するまとまりのある緑は、冷気の供給源として市街地の冷却効果を発揮することが期待される。

④野生生物の生息・生育環境の確保

樹林地、農地、河川、運河等は、野生生物の生息・生育環境、生態系の基盤を形成し、生物多様性を確保する上で重要な役割を果たしており、地域の自然環境を保全・再生する機能を有するとともに、将来世代の財産となる、生物資源、遺伝子資源を保全し、すべての生命を育む機能を有している。

⑤都市・地域の防災性の向上

公園緑地をはじめとするオープンスペースは、震災などの自然災害の発生時に火災の延焼を防ぎ、避難地・避難路などの避難空間となるとともに、救助・救援、復旧・復興拠点となるなど、都市の防災性・防災機能を向上させる。

また、樹林地・農地・水辺地等を含む緑は、雨水を貯留・浸透する機能を有しており、雨水の流出を抑制し、浸水被害の軽減に寄与する。

⑥地域に固有の美しい風景・景観、歴史・風土、芸術・文化の形成

人間の生活、気候や歴史・風土等が一体となって形成される緑の空間は、都市や地域に固有の美しい風格ある風景・景観の基盤となる。特に多摩丘陵や多摩川崖線、多摩川、臨海部の海は、川崎市を特徴づける風景や景観を形成している。

また、四季の変化に富んだ多様な緑は、繊細な感受性や美的情緒を育み、地域に固有の芸術・文化の形成と保持に大きく寄与してきた。

さらに、地域の文化遺産等と一体となって、地域の賑わいや活力、観光振興にも大きく寄与する機能を有している。

これらの機能に加え、近年では、コミュニティ形成や都市の活力の向上への緑の寄与も注目されている。市民を主体とした公園の管理や緑の保全、創出のための活動や、公園を利用した地域の祭り、イベントなどの機会は、多世代の地域住民が交流する貴重な機会を創出し、コミュニティ形成に寄与している。また、街なかの公園等は、観光や地域の賑わいの拠点を形成し、地域の活性化に寄与している。

さらに近年では、グローバルな都市間競争の激化を背景として、緑豊かで魅力ある都市空間を形成していくことが、グローバルに活動する企業や人材からの評価を得ることにつながり、都市の国際競争力を強化する上で不可欠となっている。

緑がこれらの効果を最大限に発揮できるよう、適切に保全、創出、育成及び管理運営されることが求められている。

Ⅲ 計画改定の背景

1 改定の趣旨

平成20年3月に策定した川崎市緑の基本計画の計画期間は平成20年度から平成29年度のおよそ10年間である。計画期間の満了を迎えるにあたり、この間に進めてきた緑の保全、創出、育成を更に推進していくため、この10年間に市民や事業者等との協働により進めてきた施策の実施結果と、生物多様性、地球温暖化、少子高齢化、防災・減災などの緑を取り巻く社会情勢の大きな変化を踏まえ、川崎市緑の基本計画の見直しを図るものである。

2 緑の概況

川崎市においては、多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川、臨海部の海が市域の骨格を形成し、本市を特徴づける重要な自然的環境資源となっている。

北西部に位置する多摩丘陵には、丘陵地や台地の畑、果樹園、谷戸の樹林地など、まとまりのある緑が存在している。

丘陵地及び台地と沖積低地の間に位置する多摩川崖線には、崖線上に樹林地が残っており、沖積低地からは斜面の樹林地が帯状に連なる景観を市街地の後背に望むことができる。

多摩川に沿って広がる沖積低地には、江戸時代に完成した農業用の二ヶ領用水をもとに水田地帯が形成された経緯から、農地の分布が多く見られる。

臨海部は、大正期の埋め立て事業により形成された場所で、海や運河の広大な景観を望むことができ、事業所の緑化や港湾緑地をはじめとした緑の創出が行われている。

緑の概況としては、市域の大半が市街化区域であることなどにより、市域における土地需要が旺盛であること、また樹林地を所有する地権者の相続問題等に伴う土地利用の転換や需要等が依然として高いことから、樹林地や農地の減少傾向が見られる。

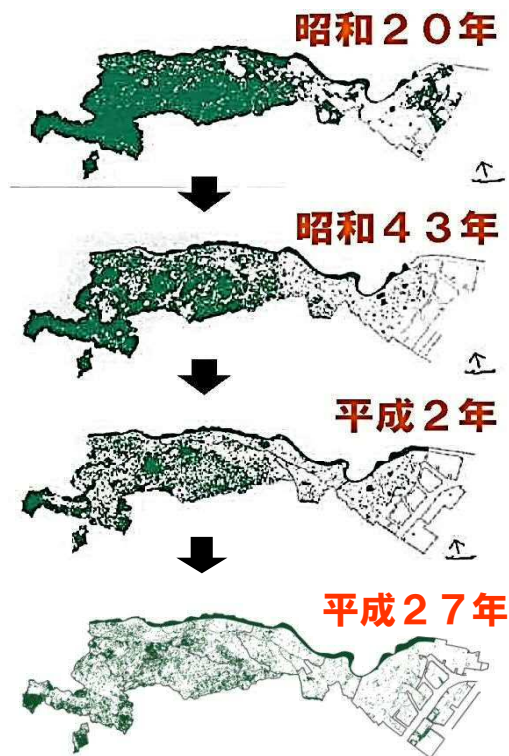


図 緑の分布の推移

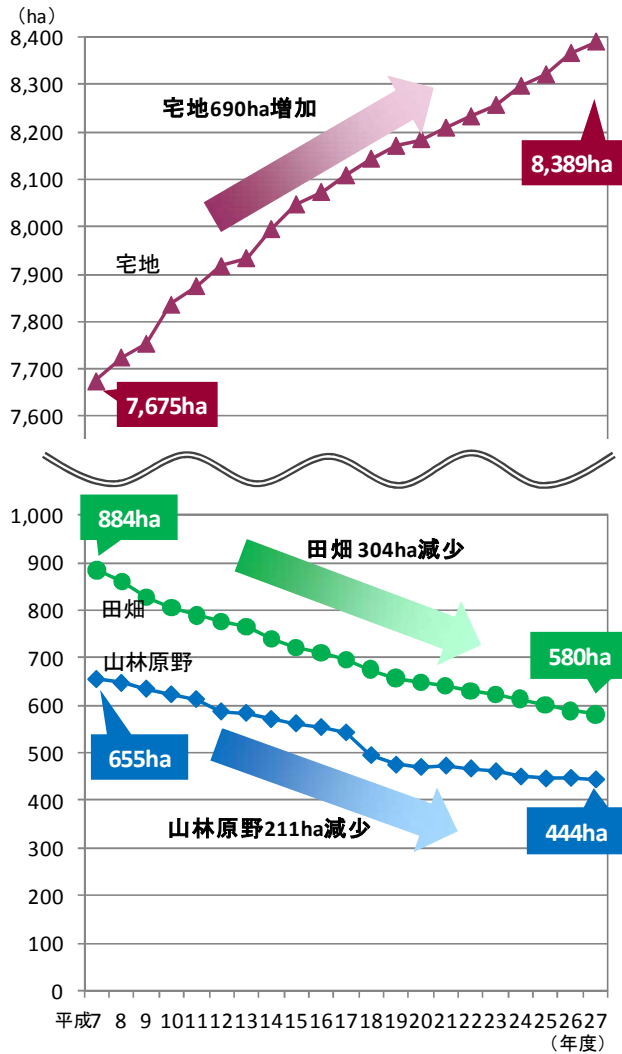


図 山林原野、田畑、宅地面積の推移
(出典：固定資産概要調書)

※上図の面積は、固定資産概要調書における地目を根拠としているが、樹林地については雑種地等に分類されているものも多くあることから、上図で示す山林原野の面積は、樹林地の正確な面積を表すものではない。

3 社会情勢と課題

緑の基本計画の改定にあたっては、以下に示すような防災・減災、少子高齢化、生物多様性、地球温暖化などの緑をとりまく社会情勢の変化を反映することが必要である。

①防災・減災

阪神大震災（平成7年）や東日本大震災（平成23年）、さらに平成28年4月に発生した熊本地震等の経験から、都市における公園やオープンスペースの防災面の役割や暮らしの安心への期待が増大している。

国では、大規模災害発生時において、迅速な救助への着手を可能とし、また、住民の安全確保を図るため、防災拠点・避難地等となる都市公園の確保や機能の強化を推進している。

本市においても、自然災害（大規模な地震災害、集中豪雨などによる浸水リスク等）に対する防災・減災も重要な課題となっている。とりわけ、今後30年間に約70%の確率で発生するとされている「東海・東南海・南海地震」や、いわゆる「首都直下地震」については、甚大な被害が想定されており、過去の震災の教訓を踏まえた対策が求められている。



図 東日本大震災時の公園利用

②少子高齢化

川崎市は平成32年には超高齢社会を迎えると想定され、健康寿命を延伸し、誰もが住み慣れた地域で安心して元気に暮らし続けることができるような自助・互助・共助・公助の仕組みづくりが求められている。公園緑地においては、少子高齢社会に対応した公園緑地の利活用や活動主体の後継者不足に伴う新たな協働の担い手の参加促進等の対策が必要となっている。

国では、人口減少・少子高齢化の進行に対応し、子育て世代が住みやすい生活環境づくり、高齢者の健康増進に寄与する取組を推進するため、地域のニーズを踏まえた公園緑地の新たな利活用、効率的・効果的な都市公園の整備や再編を推進している。

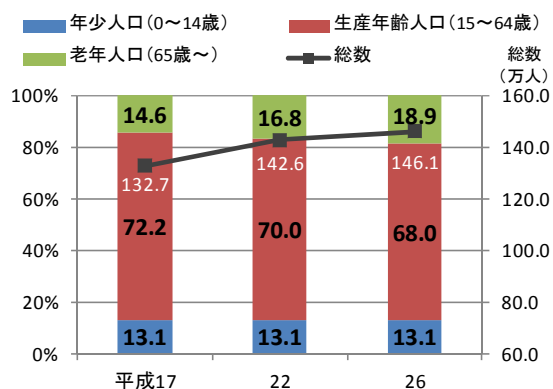


図 本市における人口構成の推移
出典：川崎市年齢別人口ー平成26年10月1日現在ー

③生物多様性

平成22年に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において「愛知目標」が採択され、生物多様性の損失を止めるための行動が求められている。

また、国では、緑の基本計画に生物多様性確保の視点を反映するため、平成23年に都市緑地法運用指針が改正され、生物の生息・生育空間として重要な緑、水辺空間の保全と創出が求められている。

川崎市においても、平成26年3月に「生物多様性かわさき戦略 ～人と生き物 つながりプラン～」を策定し、生物多様性保全の取組を推進している。

④地球温暖化

国では平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定され、気候変動適応策の取組が本格化している。

【適応策】気候変動の影響への備えと新しい気候条件の利用

（例）渇水対策、治水対策・洪水危機管理

熱中症予防・感染症対策、生態系の保全 等

また、平成27年末の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、平成32年以降の温室効果ガス削減に向けた新たな国際的な枠組みである「パリ協定」が採択された。

これを受け、国は平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を策定した。その中で、吸収源対策及びヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の低炭素化の観点から、緑地の確保、緑地や農地の保全、水と緑のネットワークの形成の必要性が示されている。

川崎市では、平成22年10月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を策定し、二酸化炭素吸収源、ヒートアイランド現象緩和の観点から緑の保全、緑化の推進している。

これらに加えて、ライフスタイルの多様化により、安全性や利便性の向上などに関する多岐にわたる市民ニーズへの的確に対応するためには、地域課題を適切に把握し、市民と行政の協働を一層推進していくことが求められている。

4 国等の新たな施策

川崎市緑の基本計画が策定された平成20年以降、社会情勢の変化により、国等において次の施策が制定、展開されている。

- 第四次環境基本計画（平成24年4月）
- 生物多様性国家戦略2012－2020（平成24年9月）
- ヒートアイランド対策大綱（平成25年5月）
- 第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月）
- 気候変動への適応計画（平成27年11月）
- 地球温暖化対策計画（平成28年5月）

- 都市農業振興基本計画（平成28年5月）
- 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめ（平成28年5月公表）

この中でも、『新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会』最終とりまとめ（平成28年5月公表）では、緑とオープンスペースの効用を最大限に引き出すため、今後の政策において重視すべき観点として、「ストック効果をより高める」「民との連携を加速する」「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の3点が示され、公園緑地の活用に向けたマネジメントの必要性が高まっている。

緑の基本計画の改定にあたっては、上記のような国等の新たな方向性を考慮する必要がある。

5 川崎市の新たな方向性

川崎市においても、現行計画を策定した平成20年以降、複数の上位計画、関連計画が策定・改定されており、次期計画に反映していく必要がある。

①川崎市総合計画

平成28年3月に策定された川崎市総合計画は、成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和により、市政をバランスよく進めていくことを趣旨としており、次の5つの基本施策を掲げている。

＜川崎市総合計画の基本施策＞

- 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり
- 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり
- 3 市民生活を豊かにする環境づくり
- 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり
- 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

川崎市総合計画において、「緑の基本計画」に関連する政策・施策として、次の5つが挙げられている。

○政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

- 施策3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成
- 施策3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備
- 施策3-3-3 多摩丘陵の保全
- 施策3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進
- 施策3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進

②都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）

平成29年3月に策定される都市計画区域の整備、開発及び保全の方針においては、「緑の基本計画」に関連する方針として、次の4つを定めることとなっている。

- 4 (4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
 - ①基本方針
 - ②主要な緑地の配置の方針
 - ③実現のための具体の都市計画制度の方針
 - ④主要な緑地の確保目標

③川崎市都市計画マスタープラン全体構想

平成29年3月に策定される川崎市都市計画マスタープラン全体構想は、「緑の基本計画」に関連する分野別の方針として、土地利用、都市環境、都市防災の分野において、次の方針を定めることとなっている。

- 第4部 分野別の基本方針
 - I 土地利用
 - 7 自然との調和をめざし、市街化区域の優良な農地や緑地の保全・活用を図り、適切な市街化を誘導します
 - 8 市街化調整区域の良好な自然環境の保全と優良な農地の保全を図ります
 - III 都市環境
 - 2 川崎らしい緑と水の骨格の形成をめざします
 - (1) 市域の骨格を形成する緑・水の保全と活用
 - (2) 計画的な公園・緑地の配置の方針
 - (3) 「農」のある風景の保全
 - (4) 緑と水のネットワークの形成
 - 3 緑を保全・創出・活用し、地域の特色を活かした緑のまちをめざします
 - (1) 多摩丘陵の緑の保全と育成
 - (2) 地域特性を活かした特色ある公園・緑地の整備・活用
 - (3) 市街地緑化の推進
 - (4) 都市農地の保全と活用
 - 4 暮らしを豊かにする水環境を育みます
 - (1) 流域を視野に入れた総合的な治水対策と健全な水循環系の構築
 - (2) 多摩川の水辺空間の保全と活用
 - (3) 鶴見川流域を視野に入れた水循環系の健全化
 - (4) 都市の快適な環境づくりに寄与する河川・港湾の整備
 - IV 都市防災
 - 1 自然災害による被害を軽減するまちをめざします
 - (1) 震災に配慮した土地利用の推進

- ②オープンスペースの確保
- ③緑化の推進
- 3 安全に避難できるまちをめざします
 - (2) 避難路の安全性の確保
 - ①避難路のネットワーク
 - ②ブロック塀等の転倒防止

④川崎市地域防災計画

東日本大震災を踏まえた地域防災の対策を反映するため、平成25年3月に「川崎市地域防災計画」が改定された。

防災都市づくりの基本として、市民の生命と暮らしを守るため、市街地の耐震・不燃化、そして緑地、水辺などの空間や、安全な施設にともなわれた都市生活環境の整備を進めていくことの重要性が示されており、市民、事業者等の防災意識の高揚をはじめ、避難空地・避難道路の確保等による災害に強い都市構造の形成、崖崩れによる被害の防止等を進め、防災・減災のまちづくりを強化する方向性が示されている。

⑤川崎市防災都市づくり基本計画

近年の大雨、土砂災害などの頻発や、今後30年以内に発生する大地震が発生する緊迫性の高まりを受け、中長期的な視点による減災のための予防対策と質の高い早期の都市復興対策への基本的な考えを示すものとして、平成27年3月に「川崎市防災都市づくり基本計画」が定められた。

火災の被害を最小にとどめる都市づくり、安全に避難できる都市づくり、地盤被害を軽減する都市、自助・共助により被害を軽減する都市づくり等を基本方針に掲げており、全市的な重点施策の一つに公園・緑地の整備推進が位置づけられている。

⑥生物多様性かわさき戦略

平成26年3月に策定された「生物多様性かわさき戦略 ～人と生き物 つながりプラン～」では、「人と生き物との“つながり”」に主眼を置いており、多様な緑や水等の自然環境を、生き物の視点で生息・生育環境となる空間を守り、つなげて質を高め、さらに創り出していき、人・生き物にやさしいまちづくりに取り組むことが基本方針の一つに位置づけられている。

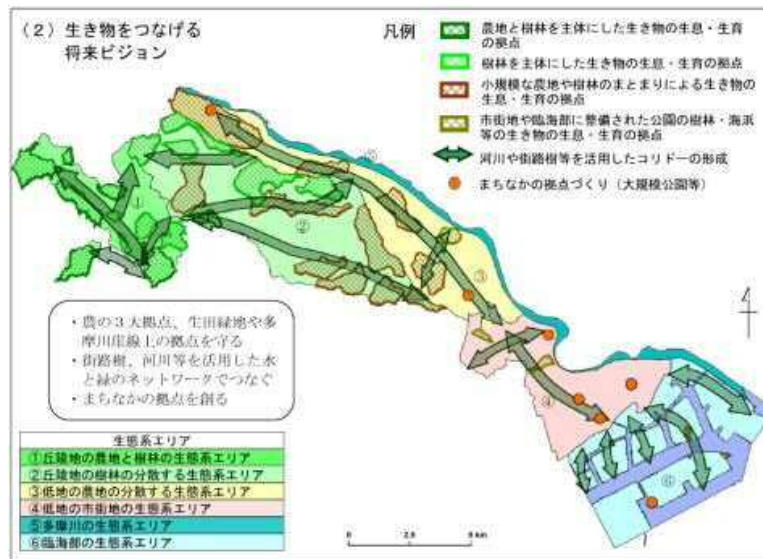


図 生物多様性かわさき戦略の人と生き物をつなげる将来ビジョン

⑦川崎市地球温暖化対策推進基本計画

平成22年10月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」が策定され、環境と経済の調和と好循環を基調とした持続可能な低炭素社会を構築し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを理念として対策を推進している。

緑は、二酸化炭素の吸収源としての役割とともに、都市内のクールスポットが確保でき、都市気温の上昇によるヒートアイランド現象の緩和にも貢献することから、緑の保全や緑化の推進、公園整備、水辺環境の保全等を施策に位置づけ、推進している。

⑧川崎市気候変動適応策基本方針

地球温暖化に伴う気候変動の影響が顕在化する中、国内外において温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」だけではなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する「適応策」の取組が求められており、川崎市の特性を考慮した気候変動適応策を効果的かつ総合的に推進するため、平成28年6月に「川崎市気候変動適応策基本方針」が策定された。

この中で、ヒートアイランド対策を含めた暑熱対策の主な取組として、地域緑化、緑地保全、公園緑地等の整備、農地の保全・活用等による緑・水の確保、屋上・壁面緑化等を通じた地表面被覆の改善が位置づけられている。

⑨川崎市農業振興計画

昨今の国による農業改革や、川崎市の農業の新たな課題や期待へ対応するために、平成28年2月に「川崎市農業振興計画」が策定された。農業振興計画は、『次世代に引継ぐ かわさきの「農業」～「農」を育て・創り、活かし・繋ぐ～』を基本目標とし、担い手・後継者の育成や生産性、安全性等の向上を図る技術支援、多様な主体との連携による付加価値向上等の各種施策により都市的立地を活かした健全な農業経営を推進、創造するとともに、「食」の供給のみならず、景観の保全や防災、教育などの多面的な機能を有する農地の保全と活用、「農」とのふれあいによる農業への理解促進を図ることも合わせて施策の柱とし、取組を推進している。

⑩その他の関連計画

緑の基本計画策定にあたっては、市の関連する諸計画に整合させる必要がある。

- ・川崎市景観計画（平成19年12月策定）
- ・川崎市環境基本計画（平成23年3月全面改定）
- ・生田緑地ビジョン（平成23年3月策定）
- ・川崎市水環境保全計画（平成24年10月策定）
- ・川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（平成27年3月策定）
- ・川崎市新多摩川プラン（平成28年3月策定）
- ・川崎市環境教育・学習基本方針（平成28年3月改定）
- ・川崎市一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月策定）
- ・川崎港緑化基本計画（平成28年9月策定）

6 市民意見

現行の川崎市緑の基本計画は、協働を重視し、様々な取組を展開してきたことを受け、計画改定に当たっては、できる限り多くの機会を設け、市民、事業者の意見を反映していくことが重要である。そのために、以下のとおり市民意見の把握を行った。

①活動団体へのアンケート調査

公園・街路樹の維持管理、緑の保全、緑化推進に取り組む関係団体（438団体）を対象に、活動の成果や課題、今後の緑行政に必要な視点の把握等を目的として平成27年2月に実施したアンケート調査から、次の事項が把握された。

- 活動することで「活動を通じて人の輪が広がったこと」を良かったと感じる割合が各団体に共通して高い
- 活動を行っていることで最も困っていることは、会員の高齢化、新しい会員が増えないこと、人手が足りないことである
- 緑行政に必要な視点は、各団体とも「緑地の保全」を選んだ割合が最も高い

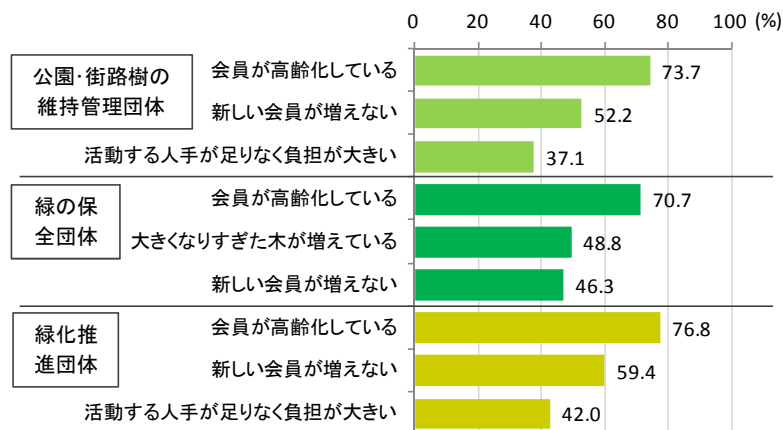


図 活動を行っている中で最も課題であると思うもの（上位回答）

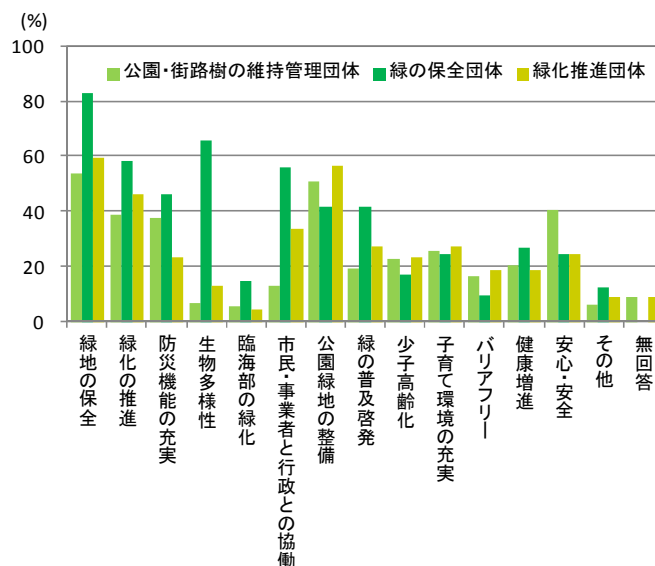


図 今後の川崎市の緑行政に必要な視点

②事業所アンケート

川崎市みどりの事業所推進協議会に加盟する事業所を対象に、活動の成果や課題、今後の緑行政に必要な視点の把握等を目的として平成27年2月に実施したアンケート調査から、以下の事項が把握された。

- 緑化活動は社員の緑化意識向上に貢献
- 課題は、緑化する場所がないこと、維持管理費（人員）の負担
- 今後の緑行政に必要な視点は「緑地の保全」

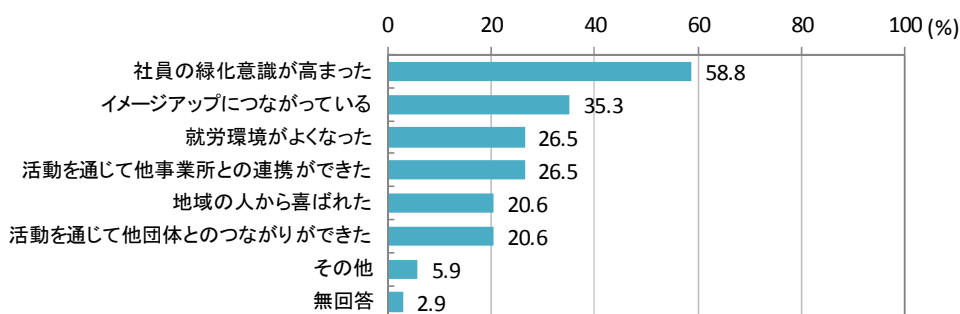


図 活動を通じて得られた成果

③かわさき市民アンケート

市民の生活意識や行政に対する意識を明らかにし、市政運営や政策立案の参考とすることを目的として現行計画の検討時に実施された平成17年度川崎市民意識実態調査（平成17年11～12月実施）と、最新の平成27年度かわさき市民アンケート（平成27年7～8月実施）との比較から、緑に対する市民の意識は、次のように変化している。

- 市域全体の緑に満足している割合（十分満足とまあまあ満足の合計）は変わらないが、不満（やや不満とおおいに不満の合計）が減少
- 市域における公園緑地の偏在などを背景に、南部地域などにおいて満足度が依然として低い
- 保全を希望する場所として、街路樹や並木の緑に加え公園、お寺や神社の緑等、生活空間に身近な緑の保全を希望する市民が増加

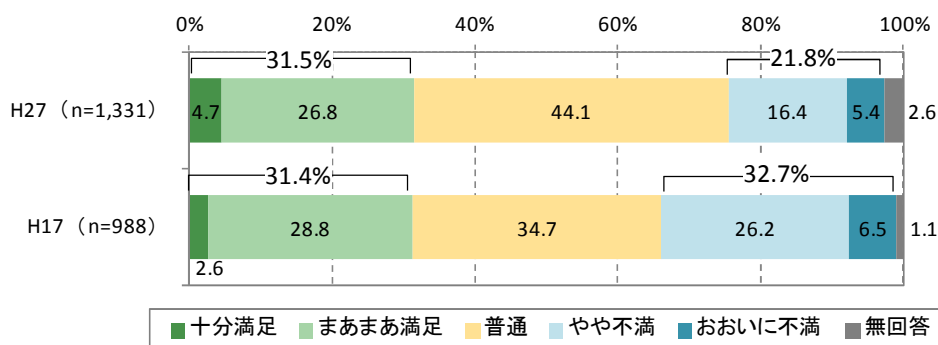


図 市域全体の緑についての満足度

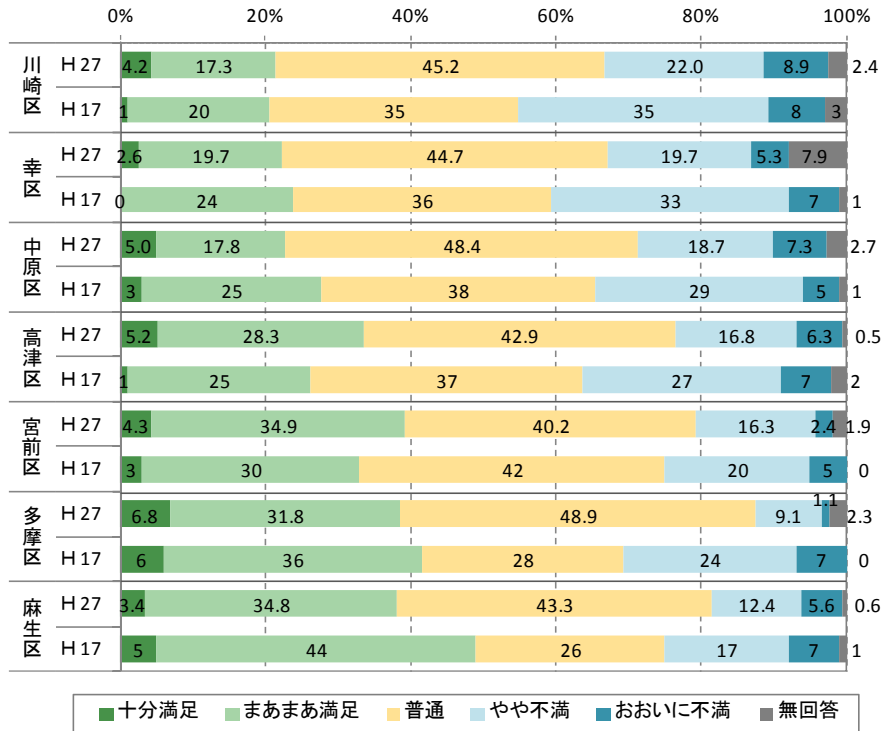


図 市域全体の緑についての満足度（区別）

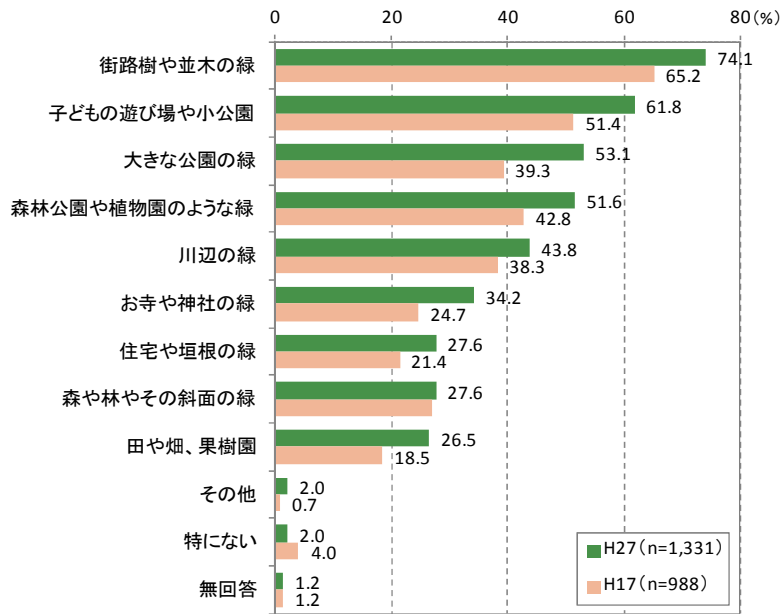


図 保全を希望する緑の場所

④かわさきのみどりづくりワークショップ

計画の改定に向けた取組の一環として、川崎市の将来のみどりについて市民と考えることを目的に、平成27年8月に「かわさきのみどりづくりワークショップ」と題したワークショップを市内4会場で開催し、合計105名の市民に参加いただいた。いただいた意見は、川崎市環境審議会緑と公園部会での審議の参考とした。

主な意見は次のとおりである。

《各会場に共通して多かった意見》

- 市南部では緑の創出、市北部では残された緑の保全が必要
- 公園や街路樹の維持管理、里山の保全再生に取り組む団体への若い人の参加促進が必要
- 機材の貸出、経費の補助や広報等、行政による緑に関わる活動の支援が必要
- 子どもたちが緑と触れ合う機会をつくり、緑の大切さを伝えていくことが必要

《各会場の特徴的な意見》

- (エポックなかはら) ●ICT企業の参画
- まち記者づくり
- (麻生区役所) ●できる人ができるときに参加できる活動
- 地域の人（子ども）が参加しやすいイベント開催
- (産業振興会館) ●学校、企業への積極的な営業
- 南北での緑の交換留学
- ミツバチを増やす緑化
- (宮前市民館) ●SNS（Twitter、LINEなど）での情報発信
- 公園を活用した収益事業の展開

⑤子育て世代ヒアリング

計画の改定に向けた取組の一環として、川崎市の緑を取り巻く課題について、子育て世代の緑の活動団体等への参加や公園等の利用について意見を収集することを目的に、平成27年11月にヒアリング調査を実施した。

子育て世代の 参加促進	<ul style="list-style-type: none">・公園に行きたいと思わせるような広報の表現を・きっかけが欲しい（町内会などから声かけなど）・子どもが自然と集る場所には行きやすい・親子両方が楽しめるプラン・子どものうちからボランティア精神を植えつける
公園利用	<ul style="list-style-type: none">・年齢によって遊ぶ場所・遊具を分けると安心・禁止看板で公園が使いづらい・どの程度のボール遊びが禁止なのか不明・保育園の園児が公園を占拠
公園施設・維持管理	<ul style="list-style-type: none">・遊具のメンテナンス・ボール遊びができる環境づくり・木の量のバランス。囲われていて不安を感じる反面、日差しをさえぎる面も重要

⑥市民意見収集（平成27年11月）

計画の改定に向けた取組の一環として、川崎市の緑を取り巻く課題について、広く市民意見を収集することを目的に、平成27年11月にインターネット・チラシによる意見募集、活動団体等との意見交換会を実施した。

主な意見は次のとおりである。

ア. インターネット・チラシによる意見募集

協働の取組	・小中学校での教育でボトムアップしていく仕組みが必要
緑の保全	・先祖伝来の緑地の保全を強化
農地の保全	・間伐材が燃料にできれば、山の維持管理が有意義になる ・緑地保全の優位性を地主に理解してもらう ・渋川などを”みどり”として強調する
公園整備	・都市部（市街地）の公園、防災公園、緑の創生の視点 ・公園コンセプトの多様化（スポーツや庭園に特化したものなど） ・人口集中地区に公園を優先的に整備する
緑化推進	・地域緑化推進地区は住民意識向上のため、引き続き推進すべき ・街路樹の整備 ・花壇の整備 ・緑化協議の対象規模を500㎡程に下げ、屋上緑化を推進する
公園利用	・公園利用のルール作りは粘り強く行う

イ. 活動団体等との意見交換会

協働の取組	・ボランティア育成講座を積極的に開催 ・教育の一環として緑に関心を持ってもらう ・小中学生、高校生の課外活動で公園清掃、緑地保全を取り上げる ・ボランティアばかりに頼らない取組 ・世代間の意識に差がある
公園整備	・帰宅困難者の対応拠点としての公園
緑化推進	・家の庭木・花など、子どもたちの目に触れる緑が重要 ・冷気を緑で生み出すことが必要

⑦市民意見収集（平成28年3～4月）

審議の中間段階にあたる平成28年3月から4月にかけて、計画改定に関する骨子とその方向性を市民に公表し、インターネットによる意見募集、市民意見交換会を通じて意見を募集した。

主な意見は次のとおりである。

協働の取組	・もっと市民との協働を強調すべき。 ・子どもと一緒に気軽に参加できるような活動イベントがあるとよい。川崎市民全てが緑のパートナーとなるのが理想だと思う。 ・里山ボランティア講座参加者の半数は経験者だった。初心者への参加を促す工夫が必要。 ・かわさきみどりのレンジャーの人員増加と活用を進めるべき。 ・子どもたちに自然と関わる場と機会を確保することが、非常に重要。学校教育での里山保全体験や農作業体験、自然豊かなプレイパークの設置、南部と北部との交流機会の創出なども盛り込んでほしい。
-------	---

緑の保全 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・協働、コミュニティ、活用が重視され、緑地保全が弱まったように見える。緑地の減少を止めるため、緑地そのものの保全に力を入れてほしい。 ・緑地の減少が続いている。あらゆる制度を活用して残された緑地を保全すべき。 ・特別緑地保全地区の数に対して、保全管理団体の数が少ない。団体の育成に向けた具体策が必要。 ・緑地保全協定の段階でも地権者にとって財政的メリットが得られるようにしてほしい。 ・農の3大拠点以外の市街化調整区域の緑地保全にもっと力を入れてほしい。 ・都市農業も緑とみなし、振興策を進めるべき。 ・多摩川のマネジメント会議で、流域全体のつながりをつくってほしい。
公園整備	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費の大きな箱物的施設を作るより、小規模でも木登りや虫取りなどのできる森を再生してほしい。 ・等々力緑地公園に施設建設が進み、緑が減少している。市民が憩うことができる緑地を増やすとともに、災害時に避難場所となる施設を整備してほしい。
緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が川崎市の緑に興味を持つためには、緑より美しい花が必要。稲田堤の桜並木の復活、二ヶ領用水のしだれ桜の植え替えを進めてほしい。
緑の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・里山としての利用が活性化すれば、炭焼きや、樹木や竹材を使った工芸品なども復活でき、海外からの旅行者の生活体験にもつながる。緑地と共に暮らす里山がそこにあることが重要。 ・公園の利用ルールも大切だが、コミュニティをどう再生していくかが重要である。 ・地域のことは地域で考え、身近な公園等を活用することにより地域が活性化すればよいと思う。

⑧緑の基本計画改定作業の経過報告会及びインターネットによる意見募集での意見

緑と公園部会における審議経過を市民に報告し、意見を本答申の取りまとめに反映するため、平成28年11月に『川崎市緑の基本計画』改定作業の経過報告会」を市内3会場で開催するとともに、インターネットによる意見募集を行った。

主な意見は次のとおりである。

計画の構成に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に寄与するなど、緑の機能について触れてほしい。 ・緑は環境政策である。 ・市民目線、市民が望む緑施策を知ることが必要である。 ・防災に関係する内容を重視する。 ・計画を推進し、全国のモデルとなしてほしい。 ・計画の中心、具体的な内容がわかりにくい。
主な成果と課題に 関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの施策の具体的な成果と課題、それに基づく具体的な方向性がわからない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別、年度別の達成実績の推移をわかりやすく示してほしい。
協働に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のパートナーづくりはぜひ拡大してほしい。 ・若い世代をもっと活動に引き込む施策、協働に参加する市民が増えていくような施策が必要。 ・地権者との積極的な話し合いなど、緑地保全における市民との協働に努めてほしい。 ・協働をさらに推進していくため、人づくり、規制緩和等を検討してほしい。 ・子どもへの環境学習、学校・教育委員会との連携は重要である。 ・事業所内緑地を活用した環境学習の推進に向け、みどりの事業所推進協議会を活用して市や他企業との連携を進めてほしい。 ・地域の緑や水の環境、協働の取組に関する情報発信を進めてほしい。
緑の保全、育成、創出に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止の観点からの緑化、公園整備について言及してほしい。 ・緑の面積だけでなく、生物多様性、市民の憩いの場等、質の確保も重要。 ・緑を実感できる街にしてほしい。 ・緑の保全、育成、創出を着実に進めてほしい。 ・防災（洪水対策等）の観点に基づく流域単位での広域的な緑地保全の視点が必要。 ・樹林地、山林原野の減少を食い止める保全施策が必要。 ・公園の整備、緑の創出を重視してほしい。 ・緑地保全の拡大を次期計画の重要課題に位置づけてほしい。 ・市民や企業等と連携した緑地整備、管理を検討してはどうか。 ・相続による緑の減少を防ぐため、相続税減免措置のある制度の周知、所有者との信頼関係の構築に努めてほしい。 ・開発行為によって緑の減少が進まないよう努力してほしい。 ・多摩川の資源を活かすために、多摩川沿いの道路の渡りにくさを改善してほしい。 ・公園の防災機能を強化、充実を検討してほしい。 ・1人当たり公園面積を増やすための方策が必要。 ・公園へのトイレの設置、ベンチや芝生の整備、高齢化への配慮、防災・防犯対策等を進めてほしい。 ・農地を減少させないための施策を強化してほしい。 ・二ヶ領用水の活用、暗渠化された河川の復活等、河川環境の保全・再生を進めてほしい。 ・緑地や道路植栽の維持管理を適切にしてほしい。 ・緑に関する施策が多彩になった反面、緑地保全が弱体化しているように見える。緑地保全をもっと重視してほしい。
緑のマネジメントに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の活用の視点は重要である。 ・「グリーンマネジメント」の意味がわかりづらい。 ・公園でボール遊びができるようになるとうい。 ・ボランティアが利用できる会議室、チラシ作成等の作業ができる場を設けてほしい。

	<ul style="list-style-type: none"> 一部の市民やグループだけでなく、子どもから高齢者まで幅広い市民が集まれる公園にしていくことが重要。 他都市からも魅力的に見える公園のイベントやカフェがあるとよい。 地域等と協力して公園の活性化につながるイベントやお祭りなどを行うと同時に、維持管理費に充てることを前提とした収益活動を認めるなどの仕組みづくりも必要。 臨海部の緑地創出について、事業所の負担にならない方策を検討してほしい。 臨海地区の緑化推進を計画的に実行してほしい。
グリーンデザインセンターに関すること	<ul style="list-style-type: none"> 公園緑地の立地条件、規模、歴史等を踏まえた現実的な提案をしてほしい。 新しい組織をつくるのではなく、既存組織を活用して取り組んでほしい。 グリーンデザインセンターの具体的な内容がわからない。
緑の施策目標に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 現行計画が目標とする30%以上の緑の確保を目標とすることを望む。
計画の推進体制に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 緑の基本計画をもっと市民、事業者にも周知すべきである。 行政の横断的な連携を構築することが重要。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な内容に関する説明、意見交換の場を設けてほしい。

⑨小学生へのアンケート調査

計画の改定に向けた取組の一環として、公園や木・花に対する子どもたちの意見を収集することを目的に、平成28年11月に小学校7校（1区につき1校）の5年生または6年生の児童を対象に実施したアンケート調査から、以下の事項が把握された。

- 子どもたちは、公園や学校など日常的な行動圏で緑を目にする機会が多く、木や花の量が少ないと感じる割合は低い。
- 公園では、おにごっこ、遊具を使った遊び、ボール遊びなど、体を動かす遊びが行われており、行きたい公園の希望についても、「ボール遊びのできる広場がある公園」を筆頭に、「花やみどりがたくさんある」「水遊びができる」「冒険遊びができる」など、緑のある場所で体を動かしたいというニーズが高い。

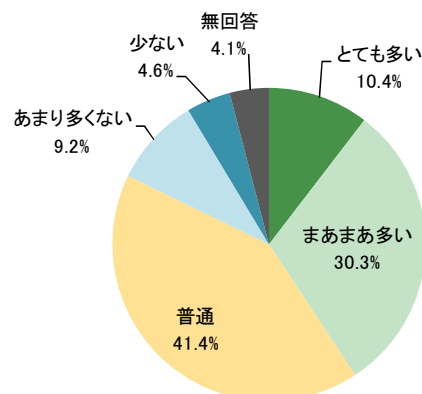


図 身の周りの木・花の量

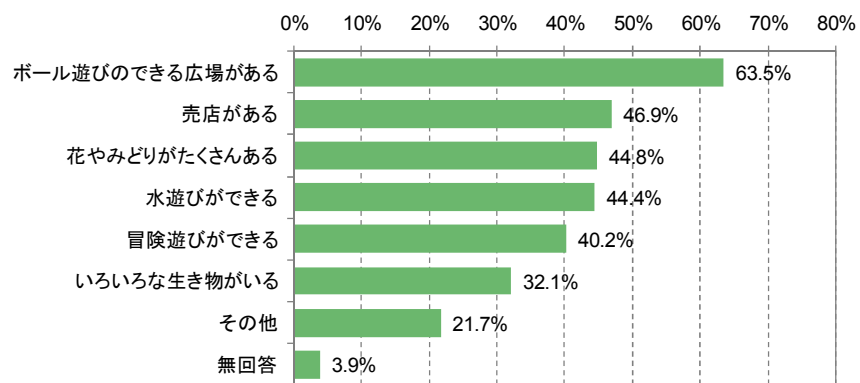


図 行きたい公園